

開催年月日 令和6年2月21日(水)
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 知 事 鈴木 直道

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 介護職員等処遇改善事業費について (一) 不十分な支援内容について 今回の事業では、約22億円が予算として計上されています。道内で対象となる事業所は介護・障害分野の合計で12,000を超える状況です。 事業所の規模が違う部分もありますが、1事業所あたりの予算配分額は単純計算で17万8千円、対象期間は2月から5月の4ヶ月ですから、1か月、約4万4,500円となります。 これでは十分な処遇改善にはつながりません。また、介護職員以外の職員にも事業所の判断で賃金改善に充てることは可能となっているものの、当然十分な金額には及びません。 こうした不十分な処遇改善策では職員間の分断を生むことにもつながりかねず、一層の改善を国に要望するべきと考えますが、知事はどのように考えているのかお答えください。</p> <p>(二) 今後の支援継続について 新年度の介護報酬改定は、全体で増額されていますが、地域生活を送るうえで、欠かせない訪問介護の身体介護や生活援助では、報酬が減らされています。介護職員の月収は、全産業平均より7、8万円低いとされており、昨年は、全国で60を超える介護事業所の倒産が報道されています。 人材確保が困難な現場の窮状は、今回の処遇改善事業だけで解決できるものではなく、事業の終了後にあたっては、処遇改善・人材確保について継続的な支援が必要と考えますが、道として取組をどのように行うのかお答えください。</p>	<p>【知事】 介護職員等処遇改善事業費についてであります。が、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、処遇改善など、介護サービスを担う人材の確保に係る取組は重要であります。 こうした中、国においては、本年6月からの介護報酬改定に先だって、2月から5月までの間、介護職員等の賃金を引き上げる措置として、都道府県を通じた事業所への補助金の交付を行うこととしたところでございます。 道では、より多くの事業所が、この補助金を活用して介護職員等の処遇改善に取り組むことができるよう、リーフレットを活用した補助金の周知や円滑な支給に努めるとともに、介護職員の方々などの処遇が改善されるよう、適切な給与水準の確保について国に要望してまいります。</p> <p>【知事】 介護職員の処遇改善などについてであります。令和6年度の介護報酬改定では、処遇改善加算の加算率の引上げを行うとともに、従来の3つの加算を一本化し、事業所が取得しやすいよう改定するなど、介護現場で働く方々のベースアップへと確実につながるよう見直すこととされております。 道としては、こうした処遇改善加算の取得に当たっての助言を行うほか、認証評価制度の導入促進や社会保険労務士が介護事業所を訪問して行う労働環境改善に係る相談支援といった、働きやすい介護の職場づくりのための施策を進めるなどし、高齢者の方々が安心して介護サービスを受けることができるよう、人材確保対策に取り組んでまいります。</p>